世界各国・地域の選挙権年齢・被選挙権年齢(下院)

- ・列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union) のウェブサイト (http://www.ipu.org/parline-e/parlinesearch.asp) を中心に調査を行い、併せて ・列国議会同盟(Inter-Parliamentary Union)のリエクリイト(http://www.ipu.org/parline-erparlinesearch.asp)を中心に調査を行い、併せて他のウェブサイト及び各種資料を参考にした。
 ・国名の左に「*」を付した国は、直接選挙を採用していない。議席の一部でも直接選挙により選出されている場合は直接選挙採用国として扱った。
 ・「一」はデータが不明又は規定がないことを示す。

	選挙権	被選挙権		選挙権	被選挙権		選挙権	被選挙権
アイスランド	18	18	-	21		バハマ	18	21
アイルランド	18	21		18		パプア・ニューギニア	18	25
アゼルバイジャン	18	25	サントメ・プリンシペ	18		パラオ	18	25
アフガニスタン	18	25		18		パラグアイ	18	25
アメリカ合衆国	18	25	シエラレオネ	18	21	バルバドス	18	21
*アラブ首長国連邦	25	25	ジブチ	18			18	30
アルジェリア	18	28	ジャマイカ	18			18	18
アルゼンチン	18	25		18		バングラデシュ	18	25
アルバニア	18	18		21			17	17
アルメニア	18	25		18		フィジー諸島(※5)	21	21
アンゴラ	18	35		18		フィリピン	18	25
アンティグア・バーブーダ	18	21		18		フィンランド	18	18
アンドラ	18	18		17		ブータン	21	25
イエメン	18	25	スペイン	18		ブラジル	(**6) 16	21
イギリス	18	18		18		フランス	18	23
イスラエル	18	21	スリランカ	18		ブルガリア	18	21
イタリア	18	25		18		ブルキナファソ	18	21
イラク	18	30		18		ブルンジ	18	25
イラン	18			18		ベトナム	18	21
インド	18	25		18		ベナン	18	25
インドネシア	(**2) 17	21		18	25	ベネズエラ	18	21
ウガンダ	18	18		18	25	ベラルーシ	18	21
ウクライナ	18	21		18			18	18
ウズベキスタン	18	25	-	18		-	18	25
ウルグアイ				18			18	21
エクアドル	18	25						21
	18	30		18	21		18	21
エジプト	18		*ソマリア	- 10	-	ボスニア・ヘルツェゴビナ	18	18
エストニア	18	21		18		ボツワナ	18	21
エチオピア	18	21		18		ボリビア	18	25
*エリトリア	- 10	-		19			18	18
エルサルバドル	18	25		20		香港	18	21
オーストラリア	18	18	タジキスタン	18			18	21
オーストリア	18	19		18			18	21
オマーン	21	30		18			18	18
オランダ	18	18		18		マダガスカル	18	21
ガーナ	18	21	中央アフリカ	18		マラウイ	18	21
ガイアナ	18		* 中華人民共和国	18		マリ	18	21
カザフスタン	18	25		20			18	18
*カタール	-	24		17			21	21
カナダ	18	18		18			18	30
カーボヴェルデ	18	18		18			18	18
ガボン	21	28		18			18	21
カメルーン	20	23		18			18	18
ガンビア	18	21		18			18	25
カンボジア	18	25		18		モザンビーク	18	18
ギニア	18	25		(※4) 18	25		18	25
ギニアビサウ	18	21		18	18		21	25
キプロス	18	25		18			18	18
キューバ	16	18	トルコ	18	30	モロッコ	20	23
ギリシャ	18	25	トンガ	21	21		18	25
キリバス	18	21	ナイジェリア	18		モンテネグロ	18	18
キルギス共和国	18	25		20	20	ヨルダン	18	30
グアテマラ	18	18	ナミビア	18	0.1	1	18	21
クウェート	21		ニカラグア	16		ラトビア	18	21
グルジア	18	25		18		リトアニア	18	25
グレナダ	18	18		20		リビア	18	18
クロアチア	18	18		18		リヒテンシュタイン	20	20
ケニア	18	21		18		リベリア	18	25
コートジボワール	21	23		18		ルーマニア	18	23
コスタリカ	18	21		20		ルクセンブルク	18	18
コモロ	18	30		18		ルワンダ	18	21
コロンビア	18	25		21		レソト	18	21
コンゴ共和国	18	25		18		レバノン	21	25
コンゴ民主共和国	18	25		18			18	
	18			18	∠5	₩ ✓ /	18	41
*サウジアラビア	_	30		l				

- ※1 イランでは、被選挙権年齢は30歳以上75歳以下である。 ※2 インドネシアでは、結婚している者には年齢にかかわらず選挙権が与えられる。 ※3 タイでは、2006年9月のクーデターにより、二院制議会を定めた憲法が廃止され、現在は暫定議会となっている。 ※4 ドミニカ共和国では、結婚している者には年齢にかかわらず選挙権が与えられる。 ※5 フィジー諸島では、2006年12月のクーデターにより、議会が教育している。

- ※6 ブラジルでは、18歳で選挙人として職権登録されるが、16歳から任意登録が可能である。

世界各国・地域の選挙権年齢・被選挙権年齢(上院)

- ・列国議会同盟(Inter-Parliamentary Union)のウェブサイト(http://www.ipu.org/parline-e/parlinesearch.asp)を中心に 調査を行い、併せて他のウェブサイト及び各種資料を参考にした。
- ・国名の左に「*」を付した国は、直接選挙を採用していない。議席の一部でも直接選挙により選出されている場合は直接選挙 採用国として扱った。
- ・「-」はデータが不明又は規定がないことを示す。

	選挙権	被選挙権		選挙権	被選挙権
* アイルランド	18			18	40
* アフガニスタン	=	35	*ドイツ	_	18
アメリカ合衆国	18	30	ドミニカ共和国	18	25
* アルジェリア	=	40	* トリニダード・トバゴ	_	25
アルゼンチン	18	30	ナイジェリア	18	35
* アンティグア・バーブーダ	=	21	* ナミビア	18	21
* イエメン	-	_	日本	20	30
* イギリス	-		* バーレーン	_	-
イタリア	25		ハイチ	18	30
* インド	25		* パキスタン	_	30
* ウズベキスタン	-		*バハマ	_	30
ウルグアイ	18	30	パラオ	18	25
エジプト	18	35	パラグアイ	18	40
* エチオピア	18		* バルバドス	_	21
オーストラリア	18	18	* フィジー諸島(※3)	_	_
* オーストリア	-	21	フィリピン	18	
* オマーン	-	40	ブラジル	(**4) 16	35
* オランダ	_	18	* フランス	18	30
* カザフスタン	18	30	* ブルンジ	18	35
* カナダ	-		* ベラルーシ	_	30
* ガボン	-		* ベリーズ	_	18
* カンボジア	_		ベルギー	18	21
* グレナダ	-	18	ポーランド	18	30
コロンビア	18	30	* ボスニア・ヘルツェゴビナ	18	18
* コンゴ共和国	-	_	ボリビア	18	35
* コンゴ民主共和国	-	30	* マダガスカル	_	_
* ジャマイカ	-		* マレーシア	_	30
ジンバブエ	18		* 南アフリカ	_	18
スイス	州による		メキシコ	18	25
* スーダン	21	_	* モーリタニア	_	35
スペイン	18		* モロッコ	_	30
スロベニア	18		* ヨルダン	_	40
* スワジランド			リベリア	18	30
* セントルシア			ルーマニア	18	33
タイ(※2)	18	40	* ルワンダ	_	40
* タジキスタン	_		* レソト	_	21
チェコ	18	40	*ロシア	_	_
* チュニジア	_	40			

- ※1 カナダでは、被選挙権年齢は30歳以上75歳以下である。
- ※2 タイでは、2006年9月のクーデターにより、二院制議会を定めた憲法が廃止され、現在は暫定議会となっている。 ※3 フィジー諸島では、2006年12月のクーデターにより、議会が解散されている。
- ※4 ブラジルでは、18歳で選挙人として職権登録されるが、16歳から任意登録が可能である。

世界各国・地域の選挙権年齢・被選挙権年齢(二院制国家)

- ・列国議会同盟(Inter-Parliamentary Union)のウェブサイト(http://www.ipu.org/parline-e/parlinesearch.asp)を中心に調査を行い、併せて他のウェブサイト及び各種資料を参考にした。
- ・議席の一部でも直接選挙により選出されている場合は直接選挙採用国として扱った。
- ・「-」はデータが不明又は規定がないことを示す。

(両院とも直接選挙を採用している国) 下院 選挙権 被選挙権 選挙権 被選挙権 アメリカ合衆国 アルゼンチン イタリア ウルグアイ エジプト オーストラリア コロンビア ジンバブエ スイス 18 州による 州による スペイン タイ(※1) チェコ ドミニカ共和国(※2) ナイジェリア 日本 ハイチ パラオ パラグアイ フィリピン ブラジル(※3) ベルギー ポーランド ボリビア メキシコ リベリア ルーマニア

(上院では直接選挙を採用していない国)

(上院では直接選挙を採用									
	下院		上院				院	上院	
	選挙権	被選挙権	選挙権	被選挙権		選挙権	被選挙権	選挙権	被選挙権
アイルランド	18	21	18	21	タジキスタン	18	18	-	-
アフガニスタン	18	25	-	35	チュニジア	20	23	-	40
アルジェリア	18	28	_	40	ドイツ	18	18	-	18
アンティグア・バーブーダ	18	21	-	21	トリニダード・トバゴ	18	18	-	25 21
イエメン	18	25	_	_	ナミビア	18	21	18	21
イギリス	18	18		21	バーレーン	20	20	-	_
インド	18	25	25	30	パキスタン	21	25	-	30
ウズベキスタン	18	25	_	1	バハマ	18	21	-	30
エチオピア	18	21	18	21	バルバドス	18	21	-	21
オーストリア	18	19	_	21	フィジー諸島(※5)	21	21	-	-
オマーン	21	30	_	40	フランス	18	23	18	
オランダ	18	18	_	18	ブルンジ	18	25	18	
カザフスタン	18	25	18	30	ベラルーシ	18	21	_	30
カナダ	18	18	_	(※4) 30	ベリーズ	18	18	-	18
ガボン	21	28	_	40	ボスニア・ヘルツェゴビナ	18	18	18	18
カンボジア	18	25	_	40	マダガスカル	18	21	-	_
グレナダ	18	18	_	18	マレーシア	21	21	_	30 18 35
コンゴ共和国	18	25	_	_	南アフリカ	18	18	-	18
コンゴ民主共和国	18	25	_	30	モーリタニア	18	25	_	35
ジャマイカ	18	21	_	21	モロッコ	20	23	-	30
スーダン	17	21	21	_	ヨルダン	18	30	_	40
スロベニア	18	18	18	18	ルワンダ	18	21	-	40
スワジランド	18	18	_	18	レソト	18	21	-	21
セントルシア	18	21	_	21	ロシア	18	21	-	_

- ※1 タイでは、2006年9月のクーデターにより、二院制議会を定めた憲法が廃止され、現在は暫定議会となっている。
- ※2 ドミニカ共和国では、結婚している者には年齢にかかわらず選挙権が与えられる。
- ※3 ブラジルでは、18歳で選挙人として職権登録されるが、16歳から任意登録が可能である。
- ※4 カナダでは、被選挙権年齢は30歳以上75歳以下である。
- ※5 フィジー諸島では、2006年12月のクーデターにより、議会が解散されている。

世界各国・地域の選挙権年齢・被選挙権年齢(一院制国家)

- ・列国議会同盟(Inter-Parliamentary Union)のウェブサイト(http://www.ipu.org/parline-e/parlinesearch.asp)を中心に調査を行い、併せて つり回域エドリ血(Intel-Falliamentary Union)のソエノリイト(nttp://www.ipu.org/parline-e/parlinesearch.asp)を中心に調査を行い、併せて他のウェブサイト及び各種資料を参考にした。
 ・国名の左に「*」を付した国は、直接選挙を採用していない。議席の一部でも直接選挙により選出されている場合は直接選挙採用国として扱った。
 ・「-」はデータが不明又は規定がないことを示す。

	選挙権	被選挙権		選挙権	被選挙権		選挙権	被選挙権
アイスランド	18	18	サンマリノ	18			18	21
アゼルバイジャン	18	25	サントメ・プリンシペ	18	18	バヌアツ	18	25
* アラブ首長国連邦	25	25	ザンビア	18	21	パプア・ニューギニア	18	25
アルバニア	18	18	シエラレオネ	18	21	パレスチナ	18	
アルメニア	18	25	ジブチ	18	23		18	18
アンゴラ	18	35	シリア	18	25	バングラデシュ	18	
アンドラ	18	18	シンガポール	21	21		17	
イスラエル	18	21	スウェーデン	18			18	18
イラク	18	30	スリナム	18			21	
イラン	18			18			18	
インドネシア	17	(※2) 21	スロバキア	18			18	21
ウガンダ	18			18		ベトナム	18	21
ウクライナ	18	21	赤道ギニア	18			18	21 25
エクアドル	18	30		18			18	21
エストニア	18	21	セルビア	18	18		18	
* エリトリア	_	-	セントクリストファー・ネーヴィス	18			18	
エルサルバドル	18	25		18	21		18	18
ガーナ	18		* ソマリア	_	-	香港	18	21
ガイアナ	18	18	ソロモン諸島	18			18	21
* カタール	_	24		19		マーシャル諸島	18	21
カーボヴェルデ	18	18		20	23		18	18
カメルーン	20	23	タンザニア	18			18	21
ガンビア	18	21	チャド	18			18	
ギニア	18	25	中央アフリカ	18			18	
ギニアビサウ	18	21	中華人民共和国	18			18	
キプロス	18		* 朝鮮民主主義人民共和国	17			18	
キューバ	16	18	ツバル	18			18	18
ギリシャ	18	25		18			18	25
キリバス	18	21	トーゴ	18		モルディブ	21	
キルギス共和国	18	25		18	21		18	18
グアテマラ	18	18		18			18	25
クウェート	21	30	トルコ	18		モンテネグロ	18	
グルジア	18	25	トンガ	21	21		18	
クロアチア	18	18	ナウル	20	20		18	21
ケニア	18	21	ニカラグア	16			18	
コートジボワール	21	23	ニジェール	18			18	
コスタリカ	18	21	ニュージーランド	18		リヒテンシュタイン	20	
コモロ	18	30		18		ルクセンブルク	18	
* サウジアラビア	_	30	ノルウェー	18	18	レバノン	21	25
サモア	21	21						

^{※1} イランでは、被選挙権年齢は30歳以上75歳以下である。※2 インドネシアでは、結婚している者には年齢にかかわらず選挙権が与えられる。